

小さな子供による火遊び防止のため

旧型の使い捨てライターはすぐに処分しましょう！

消費生活用製品安全法により、現在、使い捨てライターは、幼い子供が簡単に操作できないようにするチャイルドレジスタンス（CR）機能を備えたもの以外は、販売が禁止されています。

【平成27年11月2日 旧型使い捨てライターの処分に関する情報追加！】

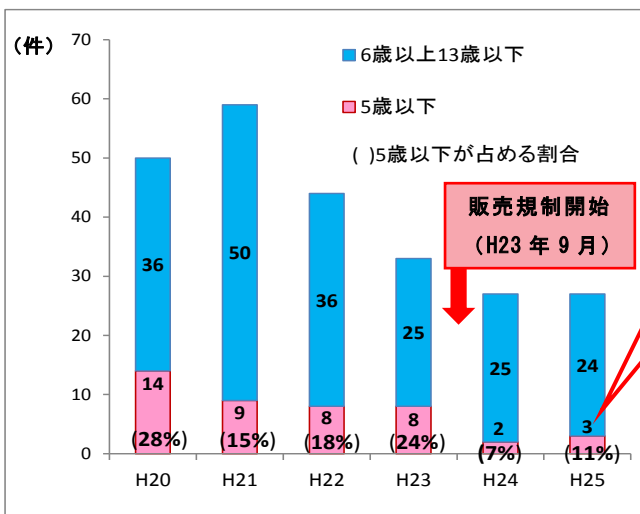
旧型ライターを処分する時の注意点

- ガスが残っている旧型使い捨てライターは、必ずガスを抜いてから、お住まいの自治体のルールに従って廃棄しましょう。ガスが残ったまま廃棄すると、清掃車の火災事故の原因となる等、大変危険です。
- ガスを抜く時は下記の情報等を参考に、正しい方法で行ってください。

一般社団法人 日本喫煙具協会 ライターの正しい捨て方について
<http://www.jsaca.or.jp/info/throw.html>

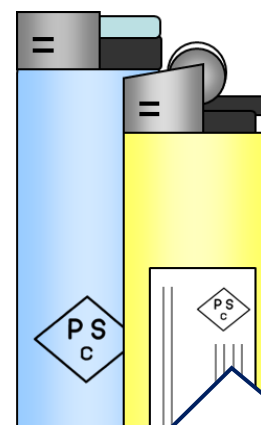
販売規制が開始された平成23年9月以降、東京消防庁管内における、ライターの火遊びによる火災のうち、5歳以下の子供による件数は、着実に減少しています。

一方で、CR機能を備えない旧型の使い捨てライターによる火災がいまだに起きています。



ライターの火遊びによる火災行為者年齢別火災発生件数
(出典:東京消防庁)

3件のうち2件はCR機能を備えないライター、残り1件は不明



CR機能を備えた使い捨てライターにはPSCマークが表示されています。

◎ライターを処分する時は、完全にガスを抜き、各自治体のルールに従って正しく処分しましょう。

ライターの廃棄方法と注意事項は、環境省HPをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/16477.pdf>

火遊び火災を防ぐために

- CR機能を備えない旧型の使い捨てライターは処分する。
幼い子供によるライターを使った火遊びが、火災につながっています。
- 子供の手の届くところに、ライターを置かない。
ライターの保管には十分気を付け、子供だけを置いて外出するのは避けましょう。
- 理解できる年齢になったら、子供に火の怖さを教える。
家庭や学校または地域社会において、火遊びの危険性について教えることも必要です。

【関連情報】 東京消防庁「日常生活における事故情報（子供の火遊び火災を防止しよう）」
<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/camp/2014/201407/camp2.html#001>

問合せ先 生活文化局消費生活部生活安全課
TEL 03-5388-3055